

原発再稼働責任法案の全体像の概要

- 東京電力福島第一原発事故以降、原発をめぐる状況や原発の存在自体に対する国民の意識は、大きく変わりつつある。しかし、川内原発の例に見られるように、原発稼働に当たっての国・地方・事業者の役割、すなわち、誰が、どのような場合に、どこまでの責任を負うのかが依然として不透明なままであり、原発を稼働させるための体制や条件が整備されたとは言い難い。
- そこで、原発稼働に関し、国・地方・事業者の権限と責任を明確化するとともに、その決定プロセスを透明化する措置を講ずる必要がある。

<原子力損害賠償制度の見直し>

原賠法改正案 (①)

- 1 事業者の有限賠償制度を導入
- 2 賠償額が5兆円超の場合、その超える部分は国が負担

原賠機構法改正案 (①)

- 1 原賠機構による資金援助を5兆円までに限定
- 2 返済が不要な資金交付制度を廃止

【国・事業者の責任分担】

<原発稼働プロセスの見直し>

原子炉等規制法改正案 (④)

- 発電用原子炉施設の使用に当たっては、使用前検査に合格した後、供給計画の認可が必要

自治体同意法案 (③)

- 1 原発稼働しようとする事業者は、UPZの都道府県の同意が必要
- 2 都道府県は、市町村及び原子力災害対策を行う広域連合の意見を聴き、②の地域防災計画の整備状況等を考慮し、住民の生命、身体及び財産の保護の観点から、同意・不同意を決定
- 3 決定内容を事業者へ通知

【地方の権限の法定化】

原子力災害対策特措法改正案 (②)

- 1 地域原子力防災協議会の法定化
- 2 地域防災計画の作成・修正をした場合には、原子力規制委員会に報告
- 3 原子力規制委員会に助言・勧告権を付与

【国の責任強化】

電気事業法改正案 (④)

- 1 原子炉を設置する事業者の供給計画について、経済産業大臣による認可制を導入（使用前検査合格及び自治体同意があることが前提条件）
- 2 認可に当たって、経済産業大臣が、内閣総理大臣、環境大臣等に協議（＝関係閣僚会議）
- 3 エネルギー基本計画に照らして適当、かつ、電気事業の総合的・合理的発達のため適当と認めるときは、供給計画を認可

【国の責任の明確化】

<最終処分プロセスの見直し>

最終処分法改正案 (⑤)

- 1 最終処分施設設置区域ごとに最終処分施設を設置し、最終処分を実施
- 2 地方公共団体に文献調査への協力義務
- 3 最終処分手続の進捗を、関係自治体から構成される選定協議会が実質決定
- 4 最終処分施設設置区域内の全ての最終処分手続の続行が不能な場合は、その最終処分施設設置区域に係る原発の運転は禁止

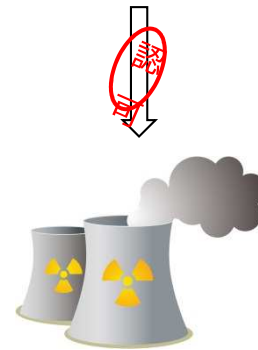
【地方の責任強化】

（最終処分施設設置区域内の全ての最終処分手続の続行が不能な場合）

エネルギー政策基本法改正案 (④)

エネルギー基本計画の記載事項に「エネルギーミックス」を追加

【国の責任の明確化】



原発稼働!!

運転停止!!